

相談受付～申請～給付金受取の流れ

1 お困りごとの相談

- 生活サポートセンターの担当者がお困りごとをお聞きします。
- 転宅費の補助を希望される方には、世帯の状況について表面の「要件」および「要件」の対象世帯に該当するか、確認をします。

2 家計相談

- 生活サポートセンターの担当者が家計状況をお伺いし、転宅が家計全体の支出改善や自立促進のために必要であるか評価します。転宅が必要であると評価された場合、生活サポートセンターより適切な家賃額をお示しし、『要転居証明書』を交付します。

現在お住まいの住居の賃貸契約書をご持参ください。

3 申請

- 申請書類一式を生活サポートセンターにご提出ください。
生活サポートセンターの評価を踏まえ、給付金の対象となるかを区が確認をしたのち、申請に必要な書類をお渡しします。

4 住宅探し

- 住まい確保のため「住まいサポーター」におつなぎします。
- 「2 家計相談」で示された家賃額を目安に転宅先を探してください。
- 転宅先が見つかりましたら、不動産仲介業者等に『予定住宅通知書』を記載してもらい、生活サポートセンターにご提出ください。
「2 家計相談」で示された家賃額を超える住居をご希望の場合、生活サポートセンターへご連絡ください。

5 見積書の提出

- 運搬費用、原状回復費用等転居にかかる費用のすべての見積書を、生活サポートセンターにご提出ください。

6 支給決定通知書の受取

- 区が審査を行います。審査完了後、『支給決定通知書』およびその後の手続きに必要な書類をご自宅に郵送します。

7 給付金の受取

- 区より不動産仲介業者等に支給決定通知書の写しを送付し、給付金は不動産仲介業者等の口座へ振り込みます。（代理受領）



8 契約・お引越し



9 報告

- 賃貸借契約・お引越し後、『住居確保報告書』に賃貸借契約の写し、新住所における住民票の写し、領収書など支払いをしたことがわかる書類を添えて、生活サポートセンターにご提出ください。

10 支給決定通知書の受取

- 区が報告内容を確認し、審査を行います。審査完了後、追加での支給が認められた方へ『支給決定通知書』をご自宅に郵送します。

11 給付金の受取

- 給付金を指定の口座へ振り込みます。